

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） これまで学校法人（専修学校・各種学校のみを設置する法人（以下、準学校法人という。）を含む。）に適用されていた税制上の措置を講じる。 ・特例措置の内容 幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図ることを目的とした改正私立学校法が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、改正後においてもこれまで学校法人（準学校法人を含む。）に適用されていた税制上の措置（これまで学校法人に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講じる。	
関係条文	租税特別措置法第40条第1項、租税特別措置法施行令第25条の17第7項 地方税法第32条第2項、第313条第2項	
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（1）政策目的 幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図ることを目的とした改正私立学校法が令和5年に公布された。これにより、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、すべての学校法人の管理運営制度を抜本的に改善する。このことを踏まえ、引き続き自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るため、本措置が必要である。 （2）施策の必要性 改正私立学校法は、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善することを目的とし、成立したものである。 改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところであり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るためにも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措置の適用が必要である。	
本要望に対応する縮減案	—	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<教育振興基本計画> 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。
		政策の達成目標	我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。 【指標】 ・学校法人における外部資金獲得状況の改善
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人：667 法人（令和5年度） 高校以下の学校を設置する学校法人（準学校法人を含む）：7,061 法人（令和5年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	学校法人に対し、引き続き税制上の措置を講ずるとともに、私立学校法改正に伴う必要な措置を行うことにより、その自主的で多様性のある運営が促進され、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上が図られるとともに、我が国の学校教育の発展に資することが期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところであり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るためにも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措置を適用することが必要である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		新規